

(メール施行)  
兵共募発第225号  
令和元年10月24日

各市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会  
事務局長 松本博子

「令和元年台風第19号群馬県災害義援金」の募集について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記義援金の件につきまして、別添のとおり群馬県共同募金会より通知がありました。

つきましては、当該義援金の募集の周知及び義援金の受け入れにつきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、義援金の受け入れの事務手続きにつきましては、下記のとおり取り扱いを賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

〔義援金の受け入れの事務手続き〕

(1) 義援金の取り扱いについて

市区町共同募金委員会で義援金を受領された場合は、別添募集要綱の義援金受入口座へ、共同募金委員会名にて直接送金をお願いいたします。

(2) 受領書・領収書の発行について

① 寄付者へ「受領書<様式1>」の発行をお願いいたします。

② 税控除用の領収書を希望される方があれば、兵庫県共同募金会あて「領収書希望者名簿<様式2>」及び義援金を送金した際の送金控<様式3>をe-mailにてお送り願います。

※正式な領収書は後日、群馬県共同募金会から送付されることを寄付者へお伝え願います。

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：松本裕一・大隅優樹）

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

TEL：078-242-4624 FAX：078-242-4625

電子メール：info@akaihane-hyogo.or.jp

# 「令和元年台風第19号群馬県災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人 群馬県共同募金会

## 1 趣旨

台風19号により家屋の浸水や倒壊等の災害が発生し、群馬県内12市13町5村に災害救助法が適用されました。群馬県共同募金会（以下「本会」という。）はこの災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

## 2 義援金の名称

令和元年台風第19号群馬県災害義援金

## 3 受付期間

令和元年10月21日（月）から令和2年1月31日（金）まで

## 4 義援金受付方法

### （1）群馬銀行

支店名	県庁支店（支店コード103）
口座番号	普通0631487
口座名義	社会福祉法人群馬県共同募金会
備考	※同行本支店間の窓口からの振込手数料は無料です。 一般社団法人全国地方銀行協会に加盟する地方銀行の本支店の窓口からの振込手数料は無料です。 ATM・インターネットバンキングからの振込は所定の手数料がかかります。

### （2）ゆうちょ銀行

振替口座番号	00180-5-293471
口座名義	群馬県共募令和元年台風第19号災害義援金
備考	※同行本支店間の窓口からの振込手数料は無料です。 ATM・インターネットバンキングからの振込は所定の手数料がかかります。

## 5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、群馬県へ拠出し、群馬県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

## 6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、各金融機関等で受け取る振込金受領書又は本会発行の領収書に「令和元年台風第19号群馬県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

**【該当する税制優遇措置】**

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

**7 その他**

災害義援金のみ取り扱います。

救援物資・物品は取り扱いません。

- 8** この要綱は令和元年 10 月 23 日（水）から施行します。

**【お問い合わせ先】**

社会福祉法人群馬県共同募金会  
〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町 1 3 - 1 2  
群馬県社会福祉総合センター 4 階  
TEL:027-255-6596/FAX:027-255-6214  
E-mail:info2@akaihane-gunma.or.jp